

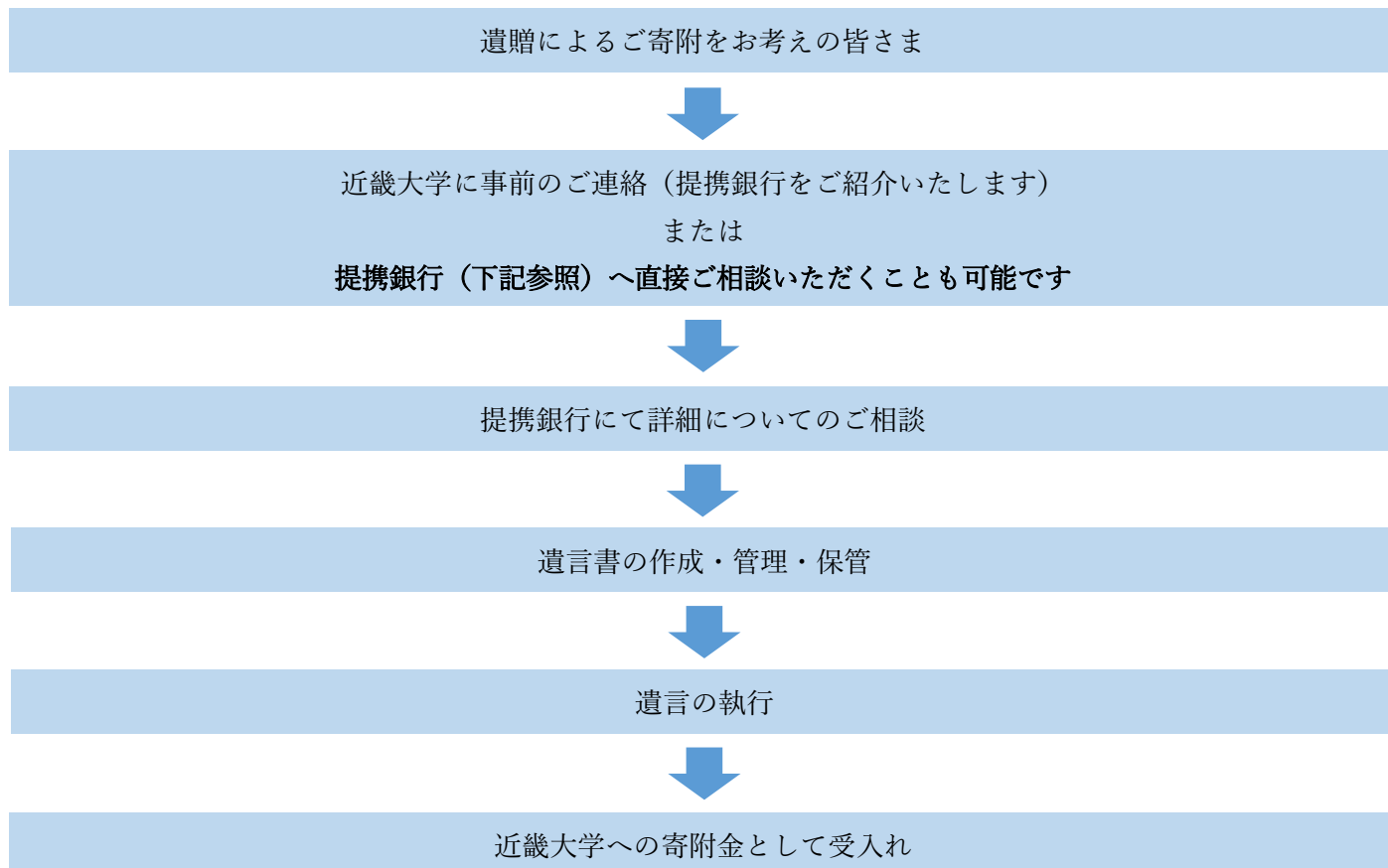
✿ 遺贈（遺言信託）による寄附について

遺贈による寄附制度を利用して、財産の一部または全部の受取人として近畿大学を指定することができます。本制度についてご関心のある方は、ぜひ創立 100 周年記念事務局までお気軽にご連絡ください。本学が提携している銀行を紹介させていただきます。

提携銀行では、遺贈を含む遺言書の作成に関するご相談、遺言書文案作成のための協力、遺言書の保管・管理および遺言書の執行までを一貫して引き受けていただきます。

ぜひとも本制度へのご理解とご活用を賜りたく、よろしく願い申し上げます。

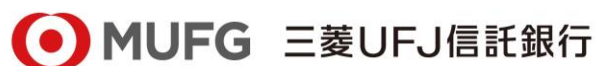
<遺贈によるご寄附の流れ>



<税の優遇措置>

近畿大学へご遺贈いただいた財産については、原則として相続税は非課税扱いとなります。

<提携銀行> 以下の銀行にて遺言信託等のサービスをご利用される際は、所定の手数料・報酬等がかかります。
また、公証役場での公正証書遺言の作成についても別途費用がかかります。



三菱UFJ信託銀行 リテール企画推進部
Tel : 03-6214-6223



三井住友銀行 相続アドバイザー一部
Tel : 0120-338-518



三井住友信託銀行 大阪本店営業部
Tel : 06-6220-2520

<相続財産による寄附>

相続人が相続税の申告期限内に近畿大学へご寄付いただいた財産についても非課税扱いとなります。

ご逝去された翌日から 10 カ月以内に手続きを行ってください。文部科学省からの証明書発行に約 2 カ月を要しますので、事前にご相談ください。